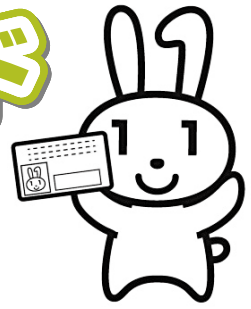


マイナンバーカード 申請してください!



通知カードが廃止されたことはご存知ですか。

通知カードは本人確認書類として使うことはできません。また、住所や氏名に変更があると、マイナンバーを証明する書類としても使えません。

今、マイナンバーカードをお持ちで無い方に、順次QRコード付き交付申請書を再送付しています。

交付申請書がお手元に届きましたら、すぐさまオンラインまたは郵送で申請してください。

マイナンバーカードは、令和3年3月から健康保険証としての利用開始が予定されていて、現在、運転免許証や医療機関の診察券との一体化の検討が進められています。

カードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていませんし、カード利用には暗証番号の認証が必要なので、他人に不正に利用される心配はありません。また、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れるよう設計されていて、高い安全性が確保されていますので、普通に持ち歩いても大丈夫です。

申請は、役場住民課の無料オンライン申請代行サービスが便利!

顔写真の撮影からオンライン申請まで全て無料で役場職員が代行します。

休日申請受付もやっています! ご家族揃ってお越しください。

2月の休日申請受付窓口

とき 2月28日(日) 午前9時~正午 **ところ 役場住民課窓口**

マイナンバーカードの受け取り窓口も併設します。
平日にご都合がつかない方はご利用ください。

・携帯電話をお持ちください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入庁者数制限を行っています。
準備が整うまでの間は原則、庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

・申請希望の方は、お手元に届いた交付申請書をお持ちください。

・休日窓口でのマイナンバーカードの受け取りは来庁者が多数のため、長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

・その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。



**e-Tax(国税電子申告・納税システム)で確定申告するために、
これからマイナンバーカードの交付申請することをお考えの方へ**

確定申告でのご利用を予定している方は、お早めにご申請ください。

マイナンバーカードは、即日交付できません。交付申請からお渡しまでに約1カ月かかります。

カードの交付が確定申告時期に間に合わない恐れがありますので、ご注意ください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174